

被災された皆様へ

上越市長 中川 幹太
(環境部 生活環境課)

令和 7 年 9 月 3 日の大雨による災害ごみの排出について（お知らせ）

9 月 3 日の大雨で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

市では、皆様の一日も早い生活の再建を支援するため、大雨の被害により一般家庭（住家）で発生した災害ごみについて、処分費用（廃棄物処理手数料）を免除します。

災害ごみの出し方、免除の手続については、下記のとおりです。なお、災害ごみの収集運搬を業者に依頼した場合の費用は自己負担となりますので、ご承知置き願います。

記

- 1 対象ごみ 令和 7 年 9 月 3 日の大雨による「床上浸水・床下浸水」で一般家庭（住家）から発生した災害ごみ
※通常の生活で出たごみ、また、事業所、倉庫など非住家から出たごみは、免除の対象となりません。

2 排出方法

(1) 町内の集積所に排出する場合

- ・通常のごみ分別収集と同じく、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、それぞれ「燃やせるごみの日」、「燃やせないごみの日」に町内の集積所に排出してください。
- ・市の指定袋の使用、指定シールの貼付は不要です。透明か半透明の袋に入れ、「災害ごみ」と記入するか、張り紙等で明示してください。

※集積所に出せない大型のごみは「(2)次の施設に直接持ち込む場合」の取扱いをお願いします。

(2) 次の施設に直接持ち込む場合

区分	搬入施設名	住所	電話番号
燃やせるごみ	上越市クリーンセンター	東中島 2963	025-526-5111
燃やせないごみ	上越マテリアル(株)	下名柄 1618-1	025-539-1008
	飛田テック(株)	中箱井 47-1	025-524-2535
	(株)WastecENERGY 東中島工場	東中島 2605	025-544-9282

- ・上記施設に災害ごみを持ち込む際は、事前に下記問合せ先へ連絡していただき、以下の項目をお伝えください。（項目：①住所、②氏名、③電話番号、④搬入施設名、⑤搬入日時、⑥搬入する内容物）
- ・施設へは、ご自身又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者が持ち込んでください。
※業者による運搬費は、自己負担となります。
- ・市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者は、市ホームページでご確認ください。

《多量のごみを専門業者へ依頼し処理する方法》で検索🔍》



← こちらの QR コードから市ホームページをご覧ください

3 排出期間 令和 7 年 9 月 27 日（土）まで

(免除措置期間) ※上記期間までに排出できない場合は、生活環境課へご相談ください。

[問合せ先]
上越市生活環境課
電 話：025-526-5111（内線 4119、4118）
F A X：025-543-5374